

京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館利用内規

(平成15年6月12日研究科教授会決定)

(趣旨)

第1条 人間・環境学研究科総合人間学部図書館（以下「図書館」という。）の利用は、この内規の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員、元教員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 前三号以外の者で図書館が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）の閲覧、検索、複写等を希望する者

(利用の制限)

第3条 試験期間中において閲覧室等が特に混雑している場合その他本学における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれがあるときは、図書館の利用を制限することがある。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて臨時に変更することがある。

- 1 平日 午前9時から午後8時
- 2 土曜日 午前10時から午後3時まで

(休館日)

第5条 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（6月18日）
- (4) 冬季休業期間
- (5) 卒業式の翌日から4月3日
- (6) 8月11日から8月20日
- (7) 4月4日、8月21日及び冬季休業期間の終了日の翌日が土曜日に当たるときはその日
- (8) 1月及び7月を除く毎月28日（ただし、その日が土曜日又は休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）

2 前項の規定にかかわらず、大学院人間・環境学研究科長（以下「研究科長」という。）が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

（自由閲覧）

第6条 利用者は、開架閲覧室に備え付けの図書館資料を自由に閲覧できる。

（書庫内図書の閲覧）

第7条 書庫内の図書館資料の閲覧を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

2 同時に閲覧できる冊数は、10冊以内とする。

（閲覧制限）

第8条 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

(1) 当該図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(2) 当該図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 当該図書館資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館資料が現に使用されている場合

（図書館資料の貸出）

第9条 図書館資料の貸出を希望する者は、本学の学生証、在学証明書、職員証又は附属図書館が発行する図書館利用証を係員に提示し、所定の手続きを経なければならない。

第10条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 新着雑誌
- (4) その他、研究科長が特に指定したもの

第11条 図書館資料の貸出冊数、貸出期間は、次のとおりとする。

種類	区分	貸出冊数	貸出期間
開架図書	本学の教職員、元教員	10冊	1か月
	本学の大学院学生		
	本学の学部学生	5冊	2週間
書庫内図書 及び分室図書	本学の教職員、元教員	50冊	3か月
	本学の大学院学生	30冊	1か月
	本学の学部学生	10冊	2週間

雑 誌 (新着雑誌は 除く)	本学の教職員、元教員	5 冊	1 週間
	本学の大学院学生		
	本学の学部学生		

2 各季休業期間等における特別貸出の冊数及び貸出期間については、別に定める。

第12条 貸出を受けた図書館資料は、期限内に返納しなければならない。又、他に転貸してはならない。

(臨時の返納)

第13条 図書館の必要により、期限前に返納の要求を受けた図書館資料は、ただちに返納しなければならない。

(入庫検索)

第14条 本学の教職員、大学院学生及び学部学生は所定の手続きを経て、書庫内の図書館資料を検索することができる。

(複写、撮影)

第15条 利用者は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続きを経て、図書館資料の複写又は撮影を依頼することができる。

2 図書館資料の複写又は撮影にかかる著作権についての責任は、これを依頼した者が負わなければならない。

(料金規定)

第16条 複写又は撮影の料金その他の必要事項は、別に定める。

(紛失、汚損等の届出)

第17条 利用者は、図書館資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備をき損したときは、すみやかに届出て、弁償しなければならない。

(視聴覚資料の利用)

第18条 本館に所蔵する視聴覚資料は、館内の所定の場所で利用しなければならない。

(利用停止)

第19条 この内規に違反した者に対しては、利用を停止又は禁止する。

(雑則)

第20条 利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの内規を常時閲覧室に備え付けるものとする。

附 則

この内規は、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年7月13日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。